

# 揖斐川第一出張所 だより

国土交通省 木曾川上流河川事務所 揖斐川第一出張所

**揖斐川第一出張所の話（合同巡視）**  
**今年も出水期に備えて、水防団と合同巡視を実施します！**

★ はじめに

こんにちは、揖斐川第一出張所の広報誌「揖斐川第一出張所 だより」です。  
 今回は、出水期に備えて、地元水防団との合同巡視（重要水防箇所）について掲載します。

★ 出水期、重要水防箇所って何？

**出水期**とは集中豪雨（梅雨）、台風等洪水が起きやすい時期を示し、**非出水期**はこれ以外の期間をいい、揖斐川では、**出水期：6月1日～9月30日、非出水期：10月1日～翌年の5月31日**として運用しています。

次に**重要水防箇所**とは、堤防の大きさが不足している箇所、洪水が堤防や地盤を浸透し湧き出る箇所、堤防の法くずれの危険性のある箇所など、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもので、水防上の重要度によって2ランク（A・B）に区分しています。

★ A・Bランクとは？

重要水防箇所には、**水防上最も重要な区間（A）**と、**水防上重要な区間（B）**及び**要注意区間**に分けられ、下表に示す**重要水防箇所評定基準（案）**に基づき、区間を定めています。

重要水防箇所評定基準（案）

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法 崩 れ・ す べ り	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、現体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
溜 水	溜水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	溜水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 溜水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、溜水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が流われ一部損傷しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を削削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 ・ 破 堤 跡 ・ 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 附			陸附が設置されている箇所。

★ 新たに「重要監視区間」を設定！

浸透・浸食の監視を強化するため、予め重点的に浸透・浸食による変状の監視を行う区間として、「重点監視区間」を設定しました。

監視（巡視）を開始する水位は「氾濫注意水位超過」（岡島水位観測所で1.30m超過）を目安としています。

★ 揖斐川第一出張所管内の「重点監視区間」は！

- 揖斐川右岸 47.8k~48.0km（神戸町新屋敷）
- 揖斐川右岸 57.0k+150m~57.2k+85m（揖斐川町野中）
- 揖斐川右岸 58.6k~58.6k+234m（揖斐川町野中）
- 揖斐川右岸 59.0k+124m~59.2km（揖斐川町上野）
- 揖斐川左岸 50.8k~51.2km（大野町鹿野~大野町公郷）

なお、揖斐川第一出張所管内の重要水防箇所については、木曾川上流河川事務所ホームページの「防災情報」内の「重要水防箇所」をご覧ください。

木曾川上流河川事務所 HP アドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/index.html>

★ なぜ水防団、地元自治体と合同巡視を行うの？

河川管理者は、水防管理団体が洪水時に迅速、かつ、的確な水防活動を行うため、水防管理者、水防団等と合同で河川の巡視を行う必要があります。

また、同時に洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所「重要水防箇所」を水防管理団体に周知していただく必要があります。

今年度の合同巡視の予定は以下のとおりです。

- 揖斐川町、池田町・・・5月25日（水）午前（済み）
- 神戸町・・・5月10日（火）午前（済み）
- 大野町・・・7月
- 瑞穂市・・・6月 9日（木）午前

水防団・地元自治体への重要水防箇所の説明については、昭和23年の航空写真を使用して、旧河川の河道等示し、なぜその場所が重要水防箇所であるかを説明しました。



合同巡視の様子（神戸町）



昭和23年の航空写真を使用して説明



合同巡視の様子（揖斐川町・池田町）

揖斐川に関することについてご意見やご要望がありましたら下記の連絡先までお願い致します。

お問い合わせ先 国土交通省 木曾川上流河川事務所 揖斐川第一出張所

電話 0585-22-1108

FAX 0585-22-1024